

広島市安佐自然体験交流センター
整備・運営事業

落札者決定基準

令和8年7月1日

広島市

— 目 次 —

1	本書の位置付け	1
2	事業者選定の概要	1
(1)	事業者選定方式	1
(2)	事業者選定方法	1
(3)	事業者選定の体制	1
3	審査の手順	2
(1)	入札等参加資格審査	3
(2)	提案内容審査	3
ア	基礎審査	3
イ	総合審査	3
ウ	落札候補者の選定	8
4	落札者の決定	8
(1)	落札者の決定	8
(2)	結果及び評価の公表	9
(3)	落札者を決定しない場合の措置	9

1 本書の位置付け

本落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、広島市（以下「市」という。）が、「広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）」の落札者を決定するに当たり、最も優れた提案を行った入札等参加者（以下「落札候補者」という。）を選定するための方法及び基準等を示し、入札等参加者が行う提案に具体的な指針を与えるものである。

また、本基準は、本事業の入札において、入札説明書と一体のものとして取り扱う。

2 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業では、こども及び若者の心身の健全な育成を図るための施設として、施設の維持管理・運営やサービス向上のための創意工夫、市民の多様な交流等を促進し、地域の活性化に資する施設とするための提案などを求めるものであるため、事業者の選定方法は、価格とともにこれらの提案内容も評価する「総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）」とする。

(2) 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札等参加資格審査、第二次審査として提案内容審査（基礎審査、総合審査）を行う。なお、入札等参加資格審査は、提案内容審査の対象となる入札等参加者を選定するためにのみ行うこととし、入札等参加資格審査の結果は、提案内容審査における評価には反映させないこととする。

(3) 事業者選定の体制

事業者の選定についての審議及び審査については、学識経験等を有する者で構成する「広島市公共施設整備等事業者選定審議会（広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業者選定部会）」（以下「選定審議会」という。）において、入札価格及び提案内容の審査を行い、最も優れた提案を行った事業者を落札候補者として選定する。

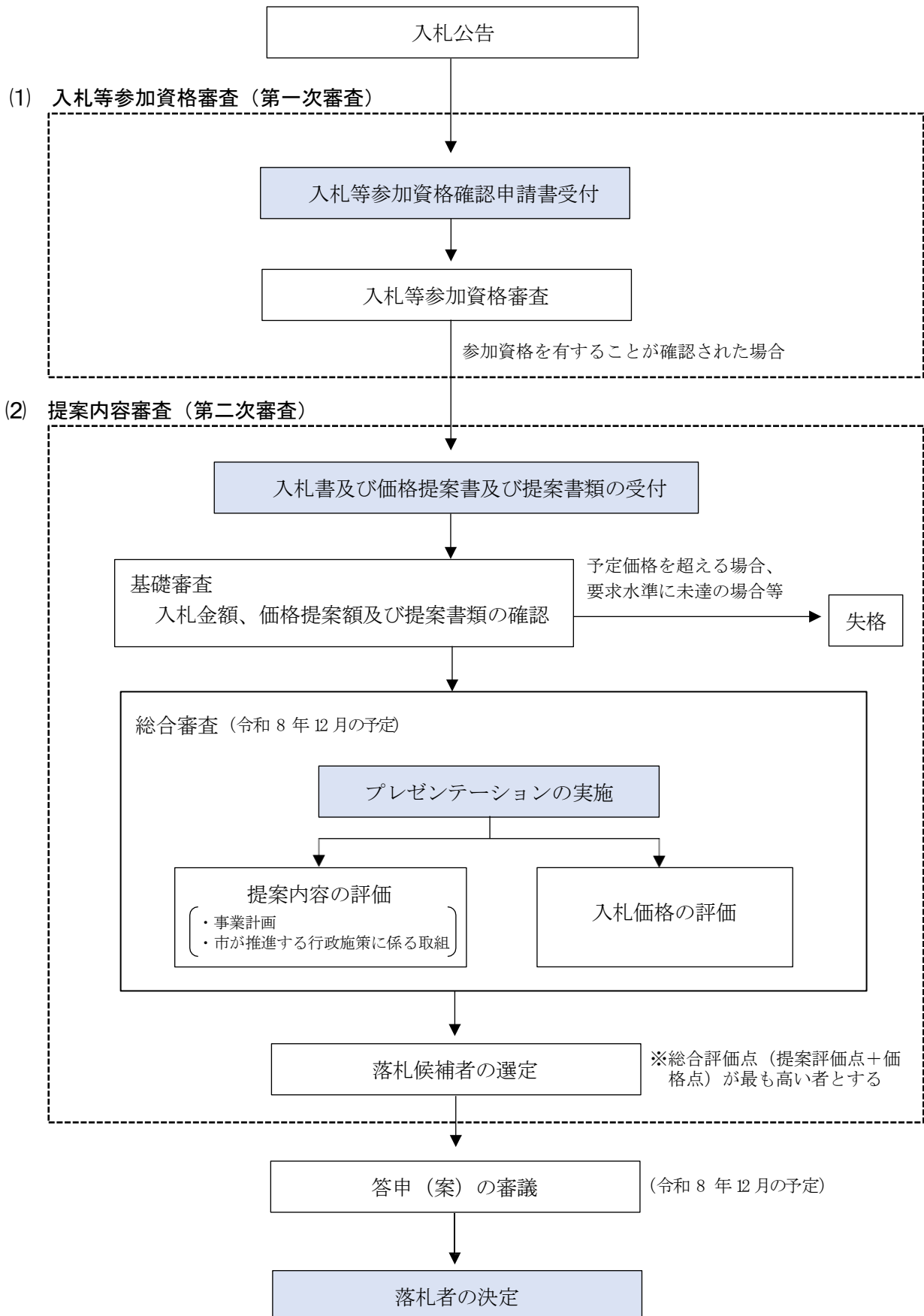
なお、選定審議会は、下表の7名の委員で構成し、選定審議会における審査は非公開とする。

[敬称略]

委員氏名	所属等
あだち たくと 安達 拓人	独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立江田島青少年交流の家 所長
おやどまり たけし 親 泊 健	税理士法人若宮&パートナーズ 公認会計士
かなや のぶこ 金谷 信子	広島市立大学国際学部 教授
くりさき しんいちろう 栗崎 真一郎	広島工業大学工学部 教授
はしもと のぶこ 橋本 信子	安田女子大学教育学部幼児教育学科 教授
むらた わかよ 村田 和賀代	県立広島大学生物資源科学部 准教授
やまだ ひろゆき 山田 浩之	広島大学大学院人間社会科学研究所 教授

3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



(1) 入札等参加資格審査（第一次審査）

市は、応募事業者から提出される入札等参加資格審査確認申請書に基づき、応募事業者が入札説明書に規定されている要件を満たしていることを確認する。当該要件を有していることが確認できた者を参加資格保有者として選定する。

ただし、入札公告の日から開札日までの間、入札説明書に規定されている要件を欠くことが判明した応募事業者については、入札書及び価格提案書及び提案書類の提出を認めない。

(2) 提案内容審査（第二次審査）

ア 基礎審査

基礎審査は、入札金額及び価格提案額、提案書類の内容が入札説明書、要求水準書等で示す要件を満たすものであることを確認する形式審査であり、評価点は付与しない。

(7) 入札金額の確認

市は、入札書及び価格提案書に記載された入札金額、価格提案額が予定価格を超えていないことを確認する。入札金額、価格提案額が予定価格を超えている場合は失格とする。

(1) 提案書類の確認

市は、提案書類の内容について以下の事項を満たしているかを確認し、これを満たしていない場合は失格とする。

- a 要求水準書で求めている各業務及び施設性能の水準
- b 入札説明書に示す項目及び様式集に示す提案書類の作成に関する条件

イ 総合審査

(7) 提案内容の評価[提案評価点]

提案内容の評価に当たっては、「事業計画の評価」に、「市が推進する行政施策に係る取組状況に対する評価」を加えるものとする。

$\text{提案評価点} = \text{事業計画の評価点} + \text{市が推進する行政施策に係る取組状況に対する評価点}$
--

a 事業計画の評価

評価点は以下の方法により算出し、全体で175点満点とする。

[算出方法]

- ・ 選定審議会委員が表1「採点基準」に従って、表2「事業計画の評価基準」に示す項目ごとにA～Eの評価を行い、それに基づき得点化する。
- ・ 項目ごとに各選定審議会委員の得点の平均点を算出し、それらの合計点を「事業計画の評価点」とする。
- ・ 得点化及び平均点を算出する際の有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

【表 1】採点基準

評価	判断基準	得点化方法
A	極めて優れた提案である。	配点×1.00
B	優れた提案である。	配点×0.75
C	具体的かつ評価できる提案である。	配点×0.50
D	評価できる提案である。	配点×0.25
E	評価に値する提案ではない。	配点×0.00

【表 2】事業計画の評価基準

区分	評価項目及び基準		関連 様式	配点	
1 全体計画	①事業実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども及び若者の心身の健全な育成が図れるものとなっているか。 ・広島広域都市圏市町を含めた広域からの来訪者や地域住民の多様な交流によるにぎわいを生み出し、地域の活性化に資するものとなっているか。 	様式 4-2	10点	35点
	②事業工程	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査や設計、工事施工において適切な工程となっているか。 ・一部供用開始及び全体供用開始が予定時期に確実に供用可能となるような具体的なスケジュールとなっているか。 	様式 4-3	10点	
	③事業実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に実行できる業務実施体制を構築しているか。 ・事業遂行に特に優位と期待できる優れた実績を有しているか。 	様式 4-4	10点	
	④事業継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業における堅実な資金計画及び収支計画となっているか。 ・団体の財務状況は安定しており、事業継続性を担保できる内容となっているか。 	様式 4-5	5点	

区分	評価項目及び基準		関連 様式	配点		
2 設計・建設業務	① 全体施設設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な野外活動、体験活動等が実施できる施設計画・動線計画となっているか。 	様式 4-6	5点	75点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全性や衛生的な環境、デザイン性や美観等を確保できる計画となっているか。 		5点		
		<ul style="list-style-type: none"> ・長期的に維持管理コストの低減が図れる設備等の導入などの技術的な提案がされているか。 		5点		
		<ul style="list-style-type: none"> ・現施設を運営しながら、工事を行うことへの安全性や衛生管理に配慮した対応になっているか。 		5点		
	② 各施設設計画	管理宿泊棟	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や子ども・若者の団体が利用しやすく、多様な利用者に対応できる宿泊機能として適切な整備がされているか。 ・汎用性が高く様々な研修、スポーツ、交流や休憩等が実施できる研修室、体育館や地域交流室となっているか。 	様式 4-7		10点
		キャンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ衛生的な野外活動が体験できるキャンプ場としての整備がされているか。 			5点
		子ども開拓村 (仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに非日常的な体験を提供するにあたって適切かつ魅力的な機能等を備えた施設としての整備がされているか。 			5点
		大広場、広場	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なスポーツやイベント等を効率的に利用できる広場として整備されているか。 			5点
		プレーパーク	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身が工夫しながら自由にいきいきと遊べる場として整備がされているか。 			5点
		インフラ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・確実な施設運営及び環境面において適切な配慮がされたインフラ整備となっているか。 ・持続的な運用や、維持管理コストの低減などに寄与できるインフラ整備となっているか。 			5点
		③ 業務遂行	安全対策			<ul style="list-style-type: none"> ・災害や各種不測事態への適切な配慮や、利用者の安全性の確保に配慮された対策が講じられる施設となっているか。
	管理の効率性		<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検や清掃、設備機器等のメンテナンス等、施設の維持管理業務における作業のしやすさを考慮した工夫や技術導入がされた施設となっているか。 	5点		
	④ 自主事業	事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が行う自主事業について、本事業の目的にも資する視点での提案が含まれているか。 	様式 4-9		10点

区分	評価項目及び基準		関連 様式	配点	
3 指定管理業務等	①基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ・障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。 	様式 4-10	5点	65点
	②事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容及び利用促進策が、基準値を達成するために、具体的かつ効果的なものになっているか。 	様式 4-11	15点	
	③サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 	様式 4-12	10点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の設定は、利用者に対するサービスを考慮したものになっているか。 		5点	
	④実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。 	様式 4-13	10点	
	⑤維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 	様式 4-14	5点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等の管理体制は適正か。 ・緊急事態等に対応可能な体制となっているか。 		5点	
⑥自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が行う自主事業について、本事業の目的にも資する視点での提案が含まれているか。 	様式 4-15 4-16	10点		

b 市が推進する行政施策に係る取組状況

市が推進する行政施策に係る取組状況について、表3「市が推進する行政施策に係る取組状況の評価基準」に基づき、入札等参加者のうち指定申請を行う代表企業の取組状況に応じて加点又は減点し、最大11点を配点する。

【表3】市が推進する行政施策に係る取組状況の評価基準

評価項目	評価基準	関連様式	配点
1 障害者雇用率の達成	①障害者雇用率が2.5%を超えて3.75%未満の場合	様式4-18	+4点
	②障害者雇用率が3.75%以上で5.0%未満の場合		+7点
	③障害者雇用率が5.0%以上の場合		+10点
	④過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合		-2点
2 環境問題への配慮	ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21を取得している場合	様式4-19	+5点
3 男女共同参画・子育て支援の推進	①次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合	様式4-20	-3点
	②次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合		+2点
	③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合		-3点
	④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合		+2点
4 地域貢献度	①本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	様式4-21	+1点
	②本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合		+2点
	③本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合		+3点
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。			

※1 公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.5%→2.8%」「3.75%→4.2%」「5.0%→5.6%」と読み替える。

※2 ジョイント方式により構成された団体の場合、代表団体の取組状況で評価する。

※3 障害者雇用率の達成については、障害者雇用状況報告書の作成義務がない団体であっても加点対象とする。

(イ) 入札価格の評価 [価格点]

価格点は、表4「価格評価基準」により算出し、全体で50点満点とする。

【表4】 価格評価基準

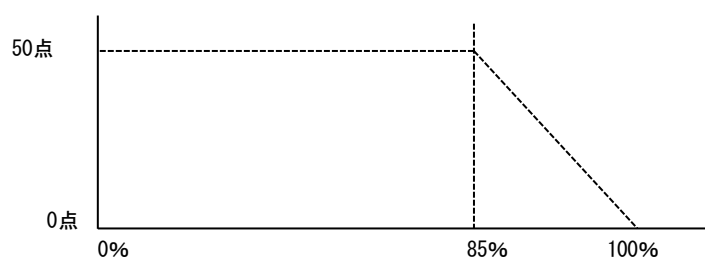
① 入札率が85%以下の場合、価格点は満点（50点）とする。

② (85% < 入札率 ≤ 100%) における価格点は次式による。

$$50点 \times \left[1 - \frac{(\text{入札率} - 85)}{15} \right]$$

(注) 有効桁数は、小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入とする。

[参考] 価格点のイメージ



ウ 落札候補者の選定

選定審議会は、算定した提案評価点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い者を落札候補者として選定する。

なお、提案評価点の1全体計画、2設計・建設業務、3指定管理業務と価格点の評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

$$\text{総合評価点 (236点満点)} = \text{提案評価点 (186点)} + \text{価格点 (50点)}$$

4 落札者の決定

(1) 落札者の決定

市は、入札等参加資格審査及び提案内容審査の結果に基づき、選定審議会により選定された落札候補者を落札者として決定する。ただし、落札候補者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、価格点が最も高い者を落札者とする。

(2) 結果及び評価の公表

市は、選定審議会における審査結果を取りまとめて、各入札等参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める総合審査に係る各審査項目において各入札等参加者が獲得した得点も公表する予定である。

(3) 落札者を決定しない場合の措置

入札等参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札等参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、入札等参加者が 1 者であった場合も入札等参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案者を落札候補者として選定する。